

◎新潟県告示第970号

新潟県建設工事入札参加資格審査規程（昭和58年12月新潟県告示第3296号）の一部を次のように改正し、令和6年度の建設工事の一般競争入札、指名競争入札及び随意契約の協議に参加する者の資格審査から適用する。

令和5年9月8日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>別記（第6条、第16条関係） 建設工事入札参加資格審査事項 競争入札等に参加する者の資格審査事項は、次のとおりとする。</p> <p>1 （略）</p> <p>2 主観的事項 (1)～(3) （略） (4) 社会貢献活動等の状況 次のアからキまでに掲げる事項の該当の有無 ア （略） イ 男女共同参画の推進状況 新潟県が行う男女共同参画の推進に積極的な企業等としてのハッピー・パートナー企業の登録及び次の(ア)から(エ)までに掲げる事項 (ア)～(ウ) （略） (エ) <u>新潟県妊娠・出産・子育て関連有給休暇制度利用奨励金交付要綱別表1</u>の要件を満たす有給休暇制度の整備</p> <p>ウ～オ （略）</p> <p>カ （略）</p> <p>キ <u>建設キャリアアップシステムの登録状況</u> <u>建設キャリアアップシステムの事業者登録</u></p> <p>(5)・(6) （略）</p>	<p>別記（第6条、第16条関係） 建設工事入札参加資格審査事項 競争入札等に参加する者の資格審査事項は、次のとおりとする。</p> <p>1 （略）</p> <p>2 主観的事項 (1)～(3) （略） (4) 社会貢献活動等の状況 次のアからキまでに掲げる事項の該当の有無 ア （略） イ 男女共同参画の推進状況 新潟県が行う男女共同参画の推進に積極的な企業等としてのハッピー・パートナー企業の登録及び次の(ア)から(エ)までに掲げる事項 (ア)～(ウ) （略） (エ) <u>新潟県子育て有給休暇制度創設奨励金交付要綱別表又は新潟県妊娠・出産関連有給休暇制度創設奨励金交付要綱別表</u>の要件を満たす有給休暇制度の整備</p> <p>ウ～オ （略）</p> <p>カ <u>個人番号カードの取得又は交付申請の状況</u> 別に定める従業者(以下カにおいて「<u>従業者</u>」という。)の数に対する行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）<u>第2条第7項に規定する個人番号カードの交付を受けている従業者及び交付の申請をした従業者で交付を受けていないものの数を合計した数の割合が10分の7以上であること。</u></p> <p>キ （略）</p> <p>(5)・(6) （略）</p>